



うえだ あつし



市政へ特効薬

西宮市議会議員の職を預かって、早いもので1年が過ぎようとしております。
 今春には統一地方選挙(兵庫県議会4/7投票日・西宮市議会4/21投票日)が予定されており、第17回定例会(3月議会)がこの任期で最後の議会となりました。これからも地域の小さな声をひとつずつ集めて市政に届けられるように努めて参ります。
 今回は「**第17回定例会(3月議会)報告**」と「**うえだあつし一般質問**」を中心に記事としております、ぜひご覧ください。

うえだあつし後援会

〒662-0977 西宮市神楽町5-5-102
 (携帯電話)090-6603-3156
 TEL:0798-37-3670/FAX:0798-37-3671
 メール:nishinomiya@ueda-atsushi.net

詳細はホームページをぜひご覧ください。

<http://ueda-atsushi.net>

西宮 うえだあつし

検索



ホームページ facebook

第17回定例会(3月議会)報告

3月議会は市長による施策方針演説とそれに伴う代表質問、続いて一般質問があり、その後に来年度(31年度)予算に対する審査が行われました。来年度予算の決定は、本市の進んでいく方向性を決めるものであり、西宮市の将来を考えていくうえで、大切なものです。

予算審査は常任委員会ごとに分かれて行うため、私は健康福祉関連の予算を担当しました。

【地域のつどい場を増やす】【介護人材の確保】【障害者

理解の促進】【助産師による産後ケアの充実】【高齢者の見守り】等の事業はしっかりと充実していける予算になっております。

しかしながら、市立中央病院の赤字を、市民からの税金で補う(約6億円)議案については、厳しく審査を行い、改善策の提案も行いました。*詳しくは議会議事録

今後も赤字体質からの脱却を含め、地域医療の核としての市立中央病院の行く先を見守って参ります。

うえだあつし一般質問



一般質問の様子をインターネットで確認出来ます

一般質問① スポーツにおけるドーピング防止活動の推進

昨今、本市に所縁のあるアスリートが国内外で大活躍し、多くの市民に夢と希望を与えてくれました。これに続けと、今も多くのアスリートが日々の鍛錬に励んでいることと思います。

2020年の東京五輪の開催に合わせ「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が昨年10月に施行されました。これに伴い国内でのドーピング検査が増えることが予測されており、本市でもドーピングの防止活動を推進する必要があります。

これまで本市で行われていたドーピングの防止活動は、指導者向け研修会がわずかに行われているのみです。(昨年度実績:開催1回・参加者70名)

しかし、アスリートの摂取する飲食物(医薬品、サプリメント含む)の全てを、指導者が把握する事は難しく、アスリート本人が自身の摂取する飲食物に責任を持てるような学びの機会を本市として提供する必要があります。

今回の質問では、指導者・アスリート双方に対して、今後どのようにドーピングの防止活動の啓発を行うかを確認しました。

結果として、今後はスポーツ医・スポーツファーマシストなどと協力して、双方に向けた啓発活動が行われる事となりました。また、高等学校の部活動指導においてもドーピング防止教育の実施に向けた協議が行われます。

ご存知ですか? うっかりドーピング

サプリメント等に禁止物質(蛋白同化ホルモン)が含まれる割合

N国	25.80%
A国	22.70%
E国	18.90%

4個に1個は入っている!?

※国際オリンピック委員会調べ

ドーピングは悪意のもと行われるとは限りません。

病院で処方してもらった医療用医薬品、薬局で買える一般用医薬品(のど飴も含む)、すぐ手に入るサプリメント(通販は特に注意)、これらに禁止物質が含まれていることがあります。知らず知らずのうちにこれらを摂取してしまうことを「うっかりドーピング」と呼びます。これを防ぐには、まずは、アンチドーピングについて学ぶ機会を持つこと、そして、医療用医薬品を処方してもらう際は主治医に、一般用医薬品やサプリメントを買う際はスポーツファーマシストなどに相談することをおすすめ致します。

ウラ面に続きます。ぜひご覧ください。

一般質問② 受動喫煙防止対策

目的は【「望まない受動喫煙」を無くす】ことです。

改正された健康増進法には、望まない受動喫煙を無くすための取り組みや、そのスケジュールなどが記載されており、これに合わせて各自治体では新しい取り組みが始まっております。

しかし本市の取り組みは非常に遅れています。

市役所職員の勤務時間内の喫煙については、過去の議会でも何度も取り上げられており、中には1回の喫煙で40分も持ち場から離れている職員もいたとのこと、これは職務専念義務違反であり大きな問題です。この喫煙時間を給与換算すると年間1億円以上にもなるという試算もあります。

本市の勤務時間内の喫煙についての考えは『何かあればすぐに対応できる状態であれば完全に労働から解放されたものとは言えず、労働時間に含まれているものとして取り扱い、トイレや水分補給などの行為と同様に、節度ある範囲で認めており、タバコ休憩の上限時間の設定も行わない』というものです。これは、**市民感覚からは大きくかけ離れたものではないか**と感じております。

今回は、望まない受動喫煙で嫌な思いをしなくてよい行政施設を作り、健康被害が出ないようにする事を目的に質問を行いました。

今回の質問①

本市では改正法の施行にあわせ、行政施設にあるほぼ全ての喫煙所にパーテーション等を新しく設置する予定であるとの事だが、これには多くの予算が必要であり、非喫煙者の市民からは理解の得難い予算でもある。**敷地内禁煙にすれば、その予算は0円であるため、もっと慎重に協議し、その結果を市民に説明する必要があるのではないか？**

特に児童センター等が併設されている支所等においては、喫煙所の在り方についてもっと真剣に協議するべきではないか？

結果として、

行政施設には多くの来庁者が訪れる事から、喫煙所をすぐに撤去することは難しいとの事でしたが、「望まない受動喫煙」を無くすための、努力はしっかり検討していくとの事でした。私の質問のあと、市役所屋上でのタバコのポイ捨てなどは改善されておりました。

今回の質問②

これまで本市は「喫煙者、非喫煙者、双方の健康で快適な職場環境の確保するための研究を行う」としていたものの、これまでしっかりと研究してこなかった事は明らかである。双方の意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、**望まない受動喫煙を無くすための研究を早急に始めるべきではないか？**

結果として、

これまで行われていなかった**全職員を対象としたアンケート調査の実施し、双方の意見を取り入れた職場環境づくりが行われる事となりました。**

健康増進法の一部を改正する法律(概略)

※詳しくは厚生労働省HPを参照

趣旨

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②健康影響が大きい子ども・患者等には特に配慮
- ③施設ごとに対策を実施



学校・病院・行政機関等は
原則敷地内禁煙

ただし、屋外で受動喫煙防止のために必要な措置を取ることで、喫煙場所を設置可能

私の考えでは…

受動喫煙防止のためには
ベストな選択
ではない

●受動喫煙による健康影響(一例)

成人の場合	肺がん・虚血性心疾患・脳卒中・喘息
妊娠出産の場合	乳幼児突然死症候群(SIDS)・低出生体重・胎児発育遅延
小児の場合	喘息・呼吸機能低下・中耳の病気・う蝕(虫歯)

(厚生労働省 健康情報サイトより)



西宮市議会議員 **う え だ あ つ し プ ロ フ ィ ー ル**

- 1977年2月9日 西宮市前浜町生まれ
- 学校薬剤師として学校園の衛生管理に参画
- 浜脇小学校、浜脇中学校、西宮今津高校卒業
- 西宮市応急診療所にて一次救急に参画
- 摂南大学薬学部卒業(薬剤師)
- (一般)西宮市薬剤師会・(一社)兵庫県薬剤師会で理事を歴任
- 西宮生まれ、西宮育ち、西宮で働く、生粋の「宮っ子」
- 2018年4月 西宮市議会議員補欠選挙 初当選
- 西宮地区薬物乱用防止指導員として活動